氏名、住所及び設立準拠法国等に変更がないときは、第九条第二項第一号に掲げる書類の添付を、供給者等の役員の氏名、生年月日及び国籍等に変更がないときは、同項第二号に掲げる書類の添付を省略することができる。 2　法第五十四条第四項の主務省令で定める変更は、構成設備の種類、名称又は機能の変更とする。 3　前項の規定による変更の報告は、様式第十により行うものとする。	（包括信用購入あっせんの業務を行う事業に係る経済産業大臣への報告） **第二十六条**　登録包括信用購入あっせん業者等のうち、現年度の直前の三年度のいずれかの末日において次のいずれにも該当する者は、毎年度、当該年度の直前の三年度の末日において現に締結しているクレジットカード等会員契約の数及び年間信用供与額を経済産業大臣に報告しなければならない。ただし、法第五十条第一項第十四号に掲げる事業に係る特定社会基盤事業者については、この限りではない。 一・二　［略］ 2　［略］ 3　前二項の規定による報告は、毎年度六月末日までに、様式第十一による報告書を提出することによって行わなければならない。 （立入検査の証明書） **第二十七条**　法第五十八条第二項の規定により立入検査をする職員の身分を示す証明書は、様式第十二によるものとする。
（包括信用購入あっせんの業務を行う事業に係る経済産業大臣への報告） **第七条**　登録包括信用購入あっせん業者等のうち、現年度の直前の三年度のいずれかの末日において次のいずれにも該当する者は、毎年度、当該年度の直前の三年度の末日において現に締結しているクレジットカード等会員契約の数及び年間信用供与額を経済産業大臣に報告しなければならない。ただし、法第五十条第一項の規定により特定社会基盤事業者として指定されている者については、この限りではない。 一・二　［略］ 2　［略］ 3　前二項の規定による報告は、毎年度六月末日までに、様式第四による報告書を提出することによって行わなければならない。 （立入検査の証明書） **第八条**　法第五十八条第二項の規定により立入検査をする職員の身分を示す証明書は、様式第五によるものとする。	備考　表中の［　］は注記である。

様式第一及び様式第三中「(公印省略)」を削る。

様式第四中「第七条」を「第二十六条」に改め、同様式を様式第十一とする。

様式第五中「第八条」を「第二十七条」に改め、同様式を様式第十二とする。

様式第三の次に次の十一様式を加える。

様式第四（一）（第９条第１項及び第21条関係）

導入等計画書（特定重要設備の導入を行う場合）

年　　月　　日

殿

住　　所
名　　称
代表者の氏名

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第52条第１項の規定により、特定重要設備の導入を行うので、次のとおり届け出ます。

１．特定重要設備の概要

特定重要設備の種類	
特定重要設備の名称	
特定重要設備の機能	
特定重要設備を設置する場所	
特定重要設備を使用する場所	

（記載上の注意）

１．「特定重要設備の種類」の欄には、第１条において定める特定重要設備のうち、該当するものを記載すること。

２．「特定重要設備の名称」の欄には、同一の種類の特定重要設備から導入を行う特定重要設備を特定する事項（品名、型番号等）を記載すること。

３．「特定重要設備の機能」の欄には、特定社会基盤役務を安定的に提供するため特定重要設備が有する固有の役割を果たす作用を記載すること。

４．「特定重要設備を設置する場所」及び「特定重要設備を使用する場所」の欄には、それぞれの場所の所在する少なくとも都道府県名までを記載することとし、国外に所在する場合は、これらに相当するものを記載すること。